

第1次嘉麻市自殺対策計画策定要領

(趣旨)

平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、自殺は「社会の問題」として広く認識され、国を挙げて自殺対策を総合的に推進してきました。その結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にありますが、主要先進国の中では自殺死亡率は最も高く、更なる対策が必要とされています。平成28年には自殺対策基本法が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されることを基本理念に、平成29年7月自殺総合対策大綱の改正が行われました。また、自殺対策基本法第13条第2項では、自殺対策に関する地域間の格差を是正し、地域の実情にあった自殺対策を推進するため「市町村自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

今回、自殺対策基本法第2条の基本理念に基づき、関係機関等の相互の連携を図り、庁内横断的に自殺対策計画の策定を行います。

(計画の位置づけ)

この計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」です。また、「第2次嘉麻市総合計画」「第2次嘉麻市保健計画」「嘉麻市地域福祉計画」及び本市が策定した他の計画との整合性を図ります。

(計画の期間)

平成31年度から平成35年度までの5年間の計画とし、社会情勢の変化や各種制度の改正などを踏まえ必要時には見直しを行います。

(策定の体制)

1) 嘉麻市自殺対策庁内連携会議

庁内横断的な連携体制を整え、自殺対策を総合的に推進するため、市長をトップとした連携会議において計画の決定及び変更を行います。

また、計画策定後は、諸施策の調整や連携を行い、計画の進捗状況を管理します。

2) 嘉麻市自殺対策担当会議

市の自殺対策関係課の職員で構成し、庁内横断的な体制を整えます。会議では、自殺の現状を共有し、事業の洗い出し及び施策の検討を行い、計画の策定を行います。また、計画策定後は、施策の進捗状況等の確認を行います。協議し決定した事項に関しては嘉麻市自殺対策庁内連携会議に報告を行います。

3) 嘉麻市自殺対策連携協議会

医師会や地域の関係団体等で構成される協議会で、市長からの諮問等に応じ、計画に関する事項等について審議を行います。

4) 意見・提言募集（パブリックコメント）・・・12月予定

計画について、意見や提言を募集し、寄せられた意見などに対する考え方を公表するとともに、可能な限り計画に反映します。

(策定の方法)

- ① 嘉麻市の現状を既存の資料から分析
- ② 事業の洗い出し作業により、庁内及び関係機関の関連事業の把握
- ③ 検証可能な指標や目標の設定

(策定に関する嘉麻市の現状の把握)

既存の資料を活用し、嘉麻市の自殺の現状分析を行います。

- (既存資料)
- ① 地域自殺実態プロフィール
 - ② 福岡県保健統計年報
 - ③ 地域における自殺の基礎資料
 - ④ 第2次嘉麻市保健計画策定時実施アンケート調査結果
 - ⑤ その他

〈 自殺対策計画策定体制図〉

